

本業務の目的

支援対象となる地方自治団体が「優先的検討規程」を策定・運用しようとする取組に対し、その運用が適切かつ継続的に実施されるよう支援するとともに、支援を通して得られた知見をもって、他の地方公共団体における仕組みの取組の参考となるような事例を作成するものである。

PPP/PFI手法の導入を優先して検討する
取組の定着要因の整理

□検討自治体の抽出

・「人口20万人未満」「優先的検討規程策定」「PPP/PFI手法の検討・事業化実績」の指標から、埼玉県和光市、千葉県八千代市、岐阜県美濃加茂市、鳥取県鳥取市、大分県別府市を検討対象自治体とした。

□検討自治体における優先的検討規程の整理

・優先的検討規程対象事業、簡易な検討内容、庁内体制及び運用プロセス、その他特徴的な取組の観点から検討対象自治体の優先的検討規程について整理した。

□定着要因の整理

・検討対象自治体における優先的検討規程を踏まえ、定着要因として次の2点を整理した。

①自治体において想定される事業に対する、優先的検討規程の検討対象事業の設定

・検討対象自治体では優先的検討規程の対象となる施設整備費規模を当該自治体で想定される事業規模に合わせた検討対象事業の設定をしている自治体が複数ある。

②事業担当部署でのPPP/PFIへのハードルを下げる取組

・PPP/PFIに関する十分な知識のない事業担当部署においてもPPP/PFIの検討が可能、優先的検討規程運用のハードルを下げる取組として次の4点が挙げられる。

- 簡易な検討」段階での作成資料の簡素化
- PPP手法選択のフローチャートの掲載
- 庁内におけるPPP/PFI担当部署による支援
- 民間事業者の意見を聞く取組（サウンディング、プラットフォーム）

優先的検討規程案の策定支援

□優先的検討規程策定目的の整理

・茂原市では、平成13年「茂原市PFI導入基本指針」が策定されているものの、ほとんど運用されておらず、今後PPP/PFIを積極的に推進し、民間ノウハウの活用をするにあたり、優先的検討規程を策定するものである。

□PPP/PFI基本指針(改定案)の作成

現基本指針の 主な課題	改定案での主な対応内容
PFI事業のみを対象としている	・公有地活用等のPPP全体の事業を対象事業の絞込みの対象手法とする。 ・事業手法選択のフローチャートを作成。 ・既に茂原市において多くの実績のある指定管理者制度については、詳細な検討は不必要である旨を記載。
検討対象事業の建設費規模基準が今後想定される事業の施設整備費と比べ高い	・今後想定される事業の建設費を踏まえ、5億円を対象規模に変更。
その他対象基準があいまい	・「民間事業者のノウハウを活用して、創意工夫できる範囲が広い事業」の記載が曖昧であるため、優先的検討策定の手引きを参考とし、「建築物又はプラントの整備等に関する事業」「利用料金の徴収を行う公共施設整備事業」と修正。 ・一方で、対象事業の例外についても具体的に記載した。具体的には災害復旧事業等は対象事業とならない旨を記載し、優先的検討規定が災害復旧事業等の緊急性を要する事業等を妨げるものではないことを明確に記載。
調書の作成が事業担当部署の負担となる	・PPP/PFIの導入可否については、一部チェックシート方式を導入。 ・記入例を作成し、掲載。

優先的検討規程案に基づいた運用支援

□対象事業

・新市民会館建設事業は、老朽化した市民会館及び隣接する中央公民館について、再整備するものである。
・平成29年度には新市民会館整備に向け「（仮称）茂原市民会館建設基本構想」を策定、平成30年度には「（仮称）茂原市民会館建設基本計画」を策定することとしている。

□支援概要

民間提案受付にかかる支援
・サウンディング調査とする場合の留意点とその対応策を次のとおり整理した。

留意点	本事業での対応策
①民間事業者に提案のインセンティブがあること	民間事業者が参加するインセンティブとなるよう、参加法人名を「公表可」とした企業については、他の参加法人名を「公表可」とした企業リストを提供し、民間事業者間のマッチングを促す。
②民間事業者のノウハウ（知的財産）が保護されること	サウンディング内容の公表前に事前に民間事業者が公表資料内容のうち当該民間事業者に係る内容を確認し、公表可否を判断できるようにする。
③実現性のある提案が誘導されること	代表企業またはホール運営企業に対して簡略なスキーム提案を求めることで実現性のある提案を誘導する一方で、地元企業等への対話の門戸を広げる。

優先的検討規程に対する
プロジェクト群の支援

□小学校空調設備事業（仮称）

・先行類似事例から、事業期間、事業者選定スケジュール、公表する現況資料、参加資格について整理・検討を行った。
・PFI事業とする場合は、事業者選定に約1年かかることから、平成31年度夏に空調設備を整備することは難しいことや、従来手法・PFI手法のどちらの場合であっても空調整備の業者の確保が重要となることに留意が必要である。

□道の駅等都市交流拠点設置事業

・PPP/PFI手法を使った道の駅先行事例の整理をしたほか、道の駅整備においては、用地選定及び確保スケジュールが従来方式で実施する場合とPFI方式で実施する場合で異なるため、スケジュール作成の支援を行った。
・今後、検討を進めていく場合、用地選定及び確保が重要となるほか、施設のコンセプト等の検討を進めていく必要がある。

□学校統廃合事業（仮称）

・学校の統廃合のPFI事業を整理したほか、学校の統廃合に伴う跡地活用方法のパターンを整理し、統廃合に伴う施設整備事業スキームと跡地活用事業スキームの整理をした。
・今後、検討を進めていく場合、跡地活用の地域住民との合意形成や、敷地条件を踏まえた跡地活用の方針の検討が必要である。

優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理

□小規模自治体における事例の蓄積

・PPP/PFIの検討案件が少ない場合、PPP/PFI担当部署において、PPP/PFIの検討、特に簡易な検討段階でのノウハウ・知識の蓄積がなされず、事業担当部署への支援が十分にできなくなる可能性も考えられ、適正な基準に従って検討事例を蓄積していくことが望ましい。

□優先的検討規程の実効性の確保

・優先的検討規程が実効性のある者とするため、庁内での周知や確実に適用される仕組みが必要となる。
・周知のあたっては、優先的検討規程を実際に運用した事例を用いた勉強会の

開催等が考えられる

・確実な優先的検討の運用のために、庁内でのモニタリング体制を整備することが望ましい。

□簡易な検討段階における個別事業の相談窓口の必要性

・PPP/PFI担当部署においては、PPP/PFIに関する知識は有しているものの、簡易な検討段階での、事業の種別による課題や固有の課題については十分な支援ができないことが想定される。
・課題解決のため、内閣府のワンストップ窓口や、内閣府専門家派遣等を積極的に自治体が活用することが望ましい。